

# 全国民生委員児童委員連合会

## 平成 27 年度事業計画

### I. 情勢認識および基本方針

#### 1. 情勢認識

少子高齢化の急速な進行、家庭や就労環境、さらに地域社会が大きく変わるなか、国民の安心を担うセーフティネットの充実が急がれています。本年度からは生活困窮者自立支援制度、子ども子育て支援新制度が施行され、さらに介護保険制度も改正されることとなります。

しかし、地域社会においては、社会的孤立をはじめ、虐待問題や相次ぐ子どもの犯罪被害、増加する認知症高齢者の見守りや家族への支援、悪質商法被害防止等、多様な生活課題が深刻化しており、住民参加に基づく支援体制づくりが急がれています。

さらに、東日本大震災以降も毎年のように自然災害が相次ぐなか、改正災害対策基本法を踏まえた要援護者の支援体制づくりも課題となっています。

こうした状況のなかにあって、民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。しかし、その一方で委員の負担の拡大も課題とされているところであり、平成 29 年の民生委員制度創設 100 周年を前に、あらためて民生委員・児童委員活動のあり方を考えていくことが求められています。

#### 2. 活動の基本方針

こうした情勢を踏まえ、平成 27 年度、全民児連においては、

- ①新たな福祉制度や多様化する地域課題に対応した委員活動の充実
- ②民生委員・児童委員の活動環境整備の推進
- ③民生委員制度創設 100 周年に向けた記念事業の準備

を重点として活動に取り組みます。

①については、生活困窮者自立支援制度をはじめとする新たな制度動向の把握と民生委員・児童委員としての協力のあり方の検討、また単位民児協を中心とした活動や研修の充実のための資料、情報の提供等を進めます。

②については、26 年度実施の全国調査の結果を踏まえ、優先順位をつけた負担軽減策とともに、新たな「なり手」確保のための取り組みについて検討を行なう等、次年度の一斉改選を視野に入れた対応を進めます。

③については、平成 29 年の民生委員制度創設 100 周年に向け、記念事業の企画推進委員会を中心に、作業委員会や検討会の設置、さらに各部会等が分担、連携しつつ、計画的な準備を進めます。

## Ⅱ. 重点事業の概要

### 1. 生活困窮者自立支援制度等に関する情報提供および協力のあり方に関する検討

- ・ 本年度より施行される生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援新制度、改正介護保険制度について、全国の委員にわかりやすい情報提供を行なう。
- ・ とくに、生活困窮者自立支援制度は、「子どもの貧困」防止のためにも重要であることから、全国各地の取り組み状況、事例等を収集し、情報提供を行なうとともに、民生委員・児童委員としての協力のあり方について検討を行なう。

### 2. 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備の推進

- ・ 平成 26 年度に全国の市区町村民児協を対象に実施した調査結果の集計、分析を進め、委員の活動環境の現状を明らかにする。
- ・ これを踏まえ、行政や関係団体からの依頼事項への協力をはじめ、経済的負担、精神的負担等、分野別に課題整理を進め、優先順位をつけながら改善に向けた具体的取り組みにつなげる。
- ・ その一環として、「活動記録」のあり方についても検討を行なうこととする。

### 3. 単位民児協の活動および研修機能の充実に向けた支援

- ・ 経験の浅い委員、また民児協役員が増加するなか、単位民児協活動や定例会を活用した研修機能の充実等に資するよう、「単位民児協運営の手引き（仮称）」を作成し、単位民児協に配付する。
- ・ また、経験の浅い委員等が日々の活動において住民から寄せられる多様な相談にどのように対応するかについて、参考となる「ヒント集」を作成、配付する。

### 4. 地域における新たな「なり手」確保のための取り組み支援

- ・ 次回一斉改選に向け、新たな「なり手」確保に向けた地域での取り組み（住民への説明等）で活用できるよう、委員制度や活動の概要、先輩委員からのメッセージなどを掲載したパンフレットを作成し、市区町村民児協に提供する。
- ・ また、民生委員候補者の選任や推薦に関して、地域での推薦準備会設置や市区町村推薦委員会のあり方について、調査結果の分析をもとに、とくに行政、民児協、町内会の三者の連携や協力のあり方を中心に検討を行なう。

### 5. 民生委員制度創設 100 周年記念事業の計画的な準備

- ・ 平成 29 年の民生委員制度創設 100 周年に向け、企画推進委員会を中心に記念事業の詳細を定め、事業別に必要となる作業委員会、検討会を設置するとともに、関係部会・委員会での作業など、計画的な準備を進める。
- ・ とくに都道府県・指定都市民児協との連携が重要であることから、全国段階、都道府県・指定都市段階での役割分担や協働の考え方等について、早期に考え方を提示し、十分な連携のもとで全国での重層的な取り組みにつなげる。

## 6. 「90周年活動強化方策・行動宣言」および「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」に基づく取り組みの推進

- ・ 高齢者・障がい者・児童への虐待、子どもの犯罪被害、悪質商法被害、認知症高齢者の行方不明問題等、住民の生活課題が多様化するなか、誰もが安心して住み続けられる地域づくりに向け、「活動強化方策・行動宣言」に基づく取り組みを引き続き推進する。
- ・ そのために、「ひろば」「View」等を活用し、委員活動に役立つ情報提供に努める。

## 7. 東日本大震災被災地民児協および被災者への支援

- ・ 発生から4年が経過するも、いまだ厳しい状況にある被災地での委員活動を支援するため、被災地のニーズを把握しつつ支援内容を検討し、適宜実施していく。
- ・ とくに、懸念される震災の風化防止に向けて、全国の関係者に向けて継続的な情報発信を行なう。

## 8. 災害時要援護者の支援体制づくりへの協力

- ・ 改正災害対策基本法に基づき、市区町村においては「避難行動要支援者名簿」の作成等が進められているが、民生委員に対する行政からの協力依頼の状況について、26年度実施の全国調査の結果分析を進め、くれぐれも無理のない範囲での活動となるよう、関係行政の働きかけ等、所要の対応を行なう。
- ・ 本会作成の「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」の趣旨をさまざまな機会を通じて周知し、発災時の委員の安全確保の徹底を図る。

## 9. 第84回全国民生委員児童委員大会（富山大会）の開催

- ・ 平成27年10月15日（木）・16日（金）の両日、富山県富山市の「富山市総合体育館」を主会場に開催する。

## 10. 人権に関する啓発の推進

- ・ 民生委員・児童委員活動の基本である人権意識のさらなる啓発のため、「ひろば」紙面等を通じて、人権課題の動向や関係資料の紹介等、情報提供の充実を図る。
- ・ 単位民児協での研修等に活用できるよう、この1年間に「ひろば」に掲載した人権課題や関係資料、また人権課題に関する年次統計資料等をまとめた小冊子を作成し、全国の委員に配布する。また、人権にも深く関連する個人情報（要援護者台帳等）の紛失事例が相次いでいることから、その取り扱いへの意識喚起を図る。

## 11. 「民生委員・児童委員活動保険」の適切な運営と活動中の事故防止への啓発

- ・ 全国の委員の活動上の安心のため、引き続き保険制度の適切な運営を図るとともに、なにより大切な事故防止のための啓発に資する資料の作成、配付を行なう。